

自己紹介

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま 事務局 設楽 俊司

前職：自立生活センター「I・Lセンター福島」所長として、自立支援、障がい者にも住みやすい街づくりへの提言活動、ユニバーサルアパートの建設・運営などに携わる。

JDF 被災地障がい者支援センターふくしまの活動

- 2011年4月6日設立
- JDF（日本障害フォーラム）を頂点に全国の障がい者団体からの支援。
- 県内の全障がい者団体が構成団体。
- 被災障がい者の相談支援。
- 福祉事業所拠点整備事業。
- 福祉従事者マッチング事業（2012年度まで）

避難所での障がい者の状況

震災当初の活動

救援物資運び・避難所の障がい者探し

重度の障がい者が一般の避難所にはいなかった。

一般避難所では、障がい者が避難生活が出来なかった。

- 身体障がい：トイレにも行けず、垂れ流し状態。
- 視覚障がい：人の足等を踏んづけてしまう状態。
- 聴覚障がい：原発避難の際、何故避難をしているのかが解らなかった。
- 知的障がい：多動等で、大勢の中は無理。車の中でという状態。

障がい者は、一般の避難所を選択肢に入れてなかった状況。

避難所の在り方

一般避難所＝公共施設なので、UD化しておくべきである。

- 学校のバリアフリー化
 - 普段から障がい児も一緒に学べる環境の整備が必要である。（インクルーシブ教育の推進）
 - 体育館だけではなく教室の積極的利用も必要である。
- 福祉避難所として、ホテル等を積極活用すべき
 - 客室をプライベートスペースに。大浴場やUDトイレ等を完備してもらう。暖かい食事の提供。
 - 県内や隣県ホテル等に提携協力を願い、指定してはどうか？
 - 障がい者個人宅がBF設計で建てられた家に、数名を非難させて頂くという協定を結ぶという方法はどうか。
- 福祉避難所を整備するだけで良いのか？
 - 普段から医療的ケアが必要な方等では、福祉避難所の推進は必要である。
 - しかし、障がい者だけに分けられることはどうなのか？

インクルーシブな社会の実現といった環境整備が必要である。

災害時だからこそインクルーシブ社会へ

注) インクルーシブ・インクルージョン
分け隔てなく、誰にも有益な共生（包括的）社会、状態。

- 災害復興時のインクルーシブな街造りへの提言。
 - 大規模震災時こそ、インクルーシブな考え方が必要であるということに判明した。
 - 震災復興時には、インクルーシブな街造りや考え方が必要であることを提言して行く。

インクルーシブな社会の必要性

- 当事者（要援護者）の方々へ
 - 地域生活をする障がい者は、普段から、せめて両隣との付き合いをする。当事者がそうしようとしても、受け入れ難い環境がある。
- 一般市民の方々へ
 - 近所に要援護者がいるかどうかという関心を持って欲しい。
 - 自助や共助といった部分では、住民の障がい者に対する理解を進める必要がある。

福島特有(原発災害)の課題

- 福祉従事者の確保。
 - 未だ、16万人が避難している中、労働者年代の人口流出が多く、福祉従事者の確保が、大きな課題となっている。何らかの策を模索中。
- 地域をまたいでの避難を強いられている。
 - 原発災害により、地域をまたいでの避難を余儀なくされている。福島県土は広いので、県内にも福祉だけではなく、風習、気質などの地域間格差がある。
 - 知的・精神などの方は、特に環境適応能力が低く、その支援が課題。
 - また、原発立地地域は比較的地域福祉の社会資源が少なかった。福祉資源が少ない中で、畑仕事や近所の助け合いといったことで、何とか生活が成り立っていたというボーダーの方が、環境が変わったことにより、支援が必要となるケースもある。
- 原発事故による差別や人権侵害の擁護活動。
 - 原発事故により、福島人差別や人権侵害。何らかの障がいを持って生まれる子の出生確率が増すと思われる。その擁護活動を行う。

震災復興時の社会インフラ整備

復興＝普及ではなく、震災以前よりも誰もが使いやすい街に作り変える必要がある。ユニバーサル度の高い街にしていかななくてはならない。

- 情報伝達インフラ整備
 - 言語＝言葉だけではない。多言語化（手話・識別記号など）が必要。防災無線などの多言語化に向けた技術開発。
- インターネットの積極的利用
 - 地図ソフトやナビゲーションシステムに避難所や寸断道路、浸水地帯の表示。
- 廃炉・除染技術の開発・向上
 - 廃炉ロボットなどの開発など、日本の技術力に期待したい。

関連情報

- JR大船渡線・気仙沼線の代替交通BRT（バス高速輸送システム）について

【対応事実】

- ✓ 基本低床バスであるにも関わらず、車いすでの利用は、「2日前に連絡下さい」とのこと。

【これまでの交渉の際に】

- ✓ お金がないので（経済的理由）低床バスを導入出来ない。

【問題提起】

- ✓ ハード的にはそろっているので、経済的理由にはならない。
- ✓ 対応出来る職員が少ないのか？→職員研修の強化。
- ✓ 移動困難者である私たち車いすユーザーにこそ、即時利用の権利があるのではないか？
- ✓ 利用頻度が少ないといった理由なのか？
- ✓ 旧態依然とした障がい者差別の構図が伺えるのではないか？
- ✓ 障害者差別解消法が25年6月に成立、障害者権利条約を批准した我が国のあるべき姿なのか？
- ✓ 福祉レベルの地域間格差の解消を計っていかなければいけない。
- ✓ 震災を期に、新しい価値観も同時に育って行くことを願う。